

一人親方労災保険特別加入制度確認書（一度お読み下さい）

入会の際の確認事項となります。申し込み前に以下の事項をご確認ください。

<事務手数料・保険料>

加入の際に納付する費用の内訳は、事務手数料、国へ治める労働保険料となります。

加入の方には、別紙の表の中から希望する給付基礎日額を決めていただきます。この金額を基に国に納める保険料、補償される金額が決定されます。（治療費はすべて無料）

決定する際は、現在の収入や、家族状況等をふまえて決めて下さい。なお一度決定した金額は翌年3月分まで変更できません。

<加入>

労災保険の補償開始日は、各月の1日となります。前月20日までに申し込みしていただいた方23日までにお振込みを完了していただいた方について、翌月1日から補償開始となります。申請から補償開始日までの期間中に発生した労働災害については補償が行われません。

<補償>

加入した労災保険（特別加入）は、国が管掌する保険制度であり、労働災害（業務上および通勤途上での災害）に対して、その業務または通勤の起因性および遂行性をもって国から給付が行われる制度であり、給付の決定については国が行います。

補償内容としては、労災病院や指定病院にて無料で治療を受けれます。またその際、仕事ができない場合は休業給付60%と特別支給金20%を合わせて給付基礎日額の80%が休業4日目以降給付されます。

労災事故が起きた場合は、速やかに連絡ください。連絡・報告の遅延等により法律上必要な給付等が行われない場合、及び給付の決定についてはその責任を負いません。

怪我や疾病の内容により、事業主としての業務を遂行することが可能と国が判断した場合には、給付が行われない場合があります。

<更新>

労災保険の年度は、**4月から翌年3月**までとなっております。毎年1月になりましたら継続及び給付基礎日額の希望を確認させていただきます。給付基礎日額を変更したい場合は、この際に連絡願います。

次年度（次の4月から3月）の給付基礎日額が決まりましたら、年間保険料と当会の事務手数料をご連絡いたしますので、指定口座に指定期日（1ヶ月程度）までに振り込んでください。

<脱退>

脱退を希望する場合は、脱退される月の25日までに連絡ください。それ以降は翌月の保険料がかかります。※遡っての脱退はできません。

年度途中の脱退時は労働保険料のみ月割りし残金を返金致します。その際は振込手数料を差し引かせていただきますのでご了承ください。

また加入後において、以後日雇い労働者を含め、合算で年間100日以上労働者を雇用される場合は一人親方特別加入制度ではなく、中小事業主としての特別加入制度へ切り替える必要があります。

中小事業主に切り替える場合は、速やかに連絡願います。切り替え手続きが完了するまでの間補償対象外となってしまいます。

<保険料滞納>

保険料及び事務手数料を指定期限から滞納（再三の督促にも関わらず）した場合は、除名する場合があります。除名されますとその段階で特別加入も脱退となり労災の補償が受けられなくなりますのでご注意ください。